

# 北海道松前郡福島町議会

## 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### ◆開かれた議会づくり

平成11年から「開かれた議会づくり」を目標にして取り組んできた改革の視点の1点目は、二元代表民主制としての議会の役割は何か、議会の主役は議員であるということをしっかり自覚し、行政依存や追認の議会から脱皮し、主体的に意思決定をするためにはどうすべきか、という視点。具体的には、①行政諮問機関の議員就任廃止。②事前協議となる全員協議会の廃止。③政治倫理条例の制定。

2点目は、住民の意向を行政に反映させる住民参画で、議会活動が住民によく理解され情報を共有するための住民の側に立った視点です。（具体的な内容は、事績2に掲載）

3点目は、地方分権改革や町村合併推進等々、国全体が大きく変動している中で議会・行政も変わらなければという視点です。この3つの視点で先進事例を参考にしながら「気が付いたことから、できることから」を合言葉に現行法でできるものから順次取り組んできました。

町政の「計画・執行」と、町民に見えやすい部分を担当する行政に比べ、「決定・監視」する議会の活動は、町民に見えづらく、解りづらい仕組みになっていますが、説明責任・議決責任を充分意識し、政策形成過程の早い段階から議員・議会の意思を計画に反映させるよう工夫、努力を心がけてきました。調査段階での討議による議会の意思の反映は多くの場面でありました。①公共下水道計画の中止(総事業費130億円・起債50億円、基本計画作成後中止⇒町管理型浄化槽へ転換)②温泉ホテル構想の中止(町営で宿泊100人規模。計画段階で議会調査を経て中止)③財務システム更新でのプレゼンテーション実施(約4,000万円コスト削減)④選挙の平日投票(190万円の人件費削減)⑤火葬場建設費の抑制等(所管調査から特別委設置、1.2億円削減)等で、隣町との合併をせず、自立の道を選択、厳しい中で財政破綻を回避することに一定の役割を果たしてきたと思います。

### ◆「議会基本条例」の制定

平成19年6月、改選を前に町民懇談会を開催し、「開かれた議会づくり」の課題と併せ、議会基本条例施行に向けてタイムスケジュールを示し、新たな議会構成の中で議会基本条例の制定に向けた課題・行程を再確認し、精力的に策定作業を行いました。

議会基本条例の前文には、「開かれた議会

づくり」の集大成として、決してこの改革を後退させてはならないとの強い思いが込められ、合議制の議会と独任制の町長が緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、善政を競い合うとして、改革の3つの視点を忘れることなく、不断の努力を続けることを約束しています。

善政のイメージは、まず、行政を追認してきた今までの議会活動について、「結果責任」としてしっかり認識し反省すること。その上で、「役割分担」する事を意識し、町の未来へ挑戦する「協働の町づくり」へと行動（議会活動）する事と考えています。

町づくり基本条例と議会基本条例の目的達成のための実行課題は、「住民・議会・行政の協働」です。両基本条例の実践で過去の手法を反省し、住民の意識を高め、受け身の参加から積極・能動的な参画・協働へ結び付けることができるかが重要だと考えています。

このことから、目的達成のための実践目標として3つの柱を立て、さらにその中で具体的にそれぞれの事項を規定しています。

#### I わかりやすく町民が参画する議会

①すべての会議を原則公開②議案、資料の情報提供（HP上での事前公開）③議会への参画を奨励する規則。④議会報告会の開催。⑤議会白書作成・公表⑥「議会・議員評価」の義務化。⑦採決態度の公表⑧政務活動費の公表⑨議長、副議長選の所信表明の実施。

#### II しっかりと討議する議会

「討議」とは、議員間、行政と議員、特に住民との討議が重要と考え、その機会を積極的に提供していくこと。

①主体的、機動的な議員活動をする通年議会（会期を会計年度とし、町長の「告示、召集」行為を削除。会期に制約されてきた議会活動を実態と符合させる。）②委員外議員制度の活用（定数削減を補い、議員の主体的な活動を促し、常任委活動の活発な展開を期待。）③質疑・質問の回数と時間制限を撤廃（一問一答方式、一般質問の答弁書提出を条例に明記。）④町長等の反問制度（反問から討議への展開を期待。）⑤適正な議員定数、議員歳費の決定（適正な標準を住民に示し合意形成を図る。）⑥自由討議による合意形成（議会の意思をまとめ行政に示す。）⑦傍聴者の討議参加。

#### III 町民が実感できる政策を提言する議会

①善政競争による政策提言（提言型の討議により善政を競う議会。）②政策形成過程の資料（政策調書）提出を義務化③重要計画を議決事件として規定（責任を分担。）④行政の事務・事業評価の実施（決算審査資料として提出、議会評価。）⑤議会の附属機関の設置（定数、歳費、基本条例の実行計画等を諮問。）

#### ◆政策提言への挑戦&議案の修正

議会としての第4次総合計画(後期)への提言は、「町民が実感できる政策を提言する議会」を目指す議会活動の具現化に向けた初めての取り組みとなりました。

計画時からの状況(背景)変化を考慮し、重点目標である「雇用を支える産業の活性化と掘り起こし」、「情報の共有と町を支え・育てる人づくり」の分野を常任委員会調査のテーマとし、関係団体等の意見交換を経て、各議員の具体的な施策を集約し、全員協議会での議論を経て提言書としてまとめ町長に提出しました。併せて、3事業(・健康横綱応援プロジェクト事業・町営住宅建替事業・産業活性化サポート事業)について、議員個々の評価(質的・量的・現状と今後の方向性)を集約し、議会の評価を提出しました。(平成22年度30件、同23年度32件、同24年度25件、同25年度30件、同26年度31件評価)

また、政権交代による政策転換で「子育て応援特別手当」が執行停止となった中で、町長は、唐突に単独実施を打ち出し、所定の手続き(財源組替えの予算補正)もせず執行作業を開始、新聞・テレビの発表で議会側が知ることとなった。

議会は、「…政権交代による政策の転換が予測され、国主導の本事業が早い段階で中止の方向が示され、新年度での代替事業(子ども手当)が検討されている状況、各自治体の対応、厳しい財政運営下での町単独での実施は、慎重な検討が必要であり、今回の対応は、疑義が残る。議会の役割を無視し、議会のあり方を軽視した横暴な一連の対応は、看過しがたいものであり、強く反省を求めるものである。住民・議会・行政の協働を謳い、政策の形成過程での資料提供を推奨している基本条例の主旨からも、納得のいく経過説明と応分の謝罪を求めるものである。」との議会運営委員会の意見を示し、通年議会の対応で急遽提案された補正予算を議会は、修正(否決)しました。

#### ◆議会基本条例の検証⇒行動計画の策定

諮問会議から「現状及び課題を確認した結果、本条例の見直し改正は必要ないものと判断する。」との答申を受け、さらに充実した議会活動を期待するとして示された意見を参考にしながら次の事項を織り込んだ行動計画を策定し実践しています。

①調査事項は、「論点・争点」を明確にし議会としての意思をはっきり示す実践(討議を明確にする発言ルールの制定・定期的な勉強会の開催)②一般質問事項の追跡調査と政策提言への取組み(常任委⇒政策提言)③総合計画に対する議会提言の追跡調査(常任委調査⇒提言)④総合計画条例制定への取組み(研修会開催2回:25年度条例制定)⑤住民意見を聞くことに重点を置いた懇談会の実施(町内会単位(小規模)で開催18会場)⑥議会・委員会の結果を適切に

執行側に伝えるため、本会議後の議会運営委員会報告（反省点）、常任委員会意見を執行側に手交。（意見交換を含む）

#### ◆政策立案・チェック機能の近況

「企業誘致」を公約に掲げている町長の当初案は「企業立地促進条例」として常任委員会に示されましたが、説明・資料が不十分でその効果が期待できないとした委員会意見。その後、本会議において条例案を否決。最終的には企業誘致という視点ではなく、町内の企業振興を主体にした条例として制定されました。この間の議会対応から最終的な条例制定までの一連の経過の検証を議会諮問会議に諮問しました。総括的な意見は、「実行性のある生きた条例は福島町のためになる。本件の提案に係る行政の準備作業はいささか不十分で、それが議会における活発な議論を呼び起こした。この活発な議論があつてこそよい条例の制定にたどりつくことができた。一連の議論では、財源の明示など議会基本条例第9条（町長の説明責任）に規定している事項に関する件が多かった。議会基本条例が示すルールに行政もきちんと向き合つて政策を立案することがよりよい政策を行うための不可欠な要件であることが実証された。議会における論点提起は厳しいものがあるが、全体としての的確であった。議会と行政が厳しく向き合うことにより、幾度も修正を重ねながら成立した条例の制定過程に着目すれば、本条例は議会と行政の「共同作品」といえる。議会と行政の双方が、住民の目線で十分な議論を行い、柔軟に調整し、よりよい結論を導き出すことが、議会と長の使命であり、今回の件は、途中経過をふくめてよい結論に達したと評価できる。」との答申であった。

## 2 住民に開かれた議会

#### ◆開かれた議会づくり（基本条例制定前）

「開かれた議会づくり」の経過については事績1で記述しましたので省略いたします。

事績1で紹介したように「開かれた議会づくり」は、平成11年から大きく3つの視点で取り組んできましたが、本稿では、2つ目の「住民の視点」を中心に紹介いたします。

住民は議会・議員の活動をよく分からないのが実態ですし、議員も常に住民の情報を的確に把握しているとは言えません。議会活動の重要な視点は、4年に一度議員を選挙する住民の意向を行政に反映させるための住民参画です。議会活動を住民によく理解してもらうために情報を共有するという住民の側に立った視点です。具体的な取り組みとしては、①会議の原則公開(情報共有、傍聴機会の拡充)②従来の取締る傍聴規則から、歓迎する規則への改正(議員を選んだ住民を取締る規則でよいのか。写真・ビデオ撮影を認める。子供(幼児)の傍

聴も認める。)③傍聴者への議案(資料)配布(議員と同じ資料を提供し審議内容を解りやすくしました。)④住民懇談会の積極開催(情報の共有、住民意見をしっかり聴取し行政へ反映。)⑤選挙公報の発行(候補者1人800枚の選挙用はがきを申し合わせで止め、候補者全員の公約を掲載し全戸配布。経費節減となる。)⑥議会、議員の評価制度導入(議会・議員の活動を知っていただく。1年の活動を振り返り問題点を整理し、総括的な反省を踏まえて次年度の目標設定をする。)⑦夜間休日議会の開催(3月議会の夜間議会で一般質問。初議会を土曜日開催。)⑧議会単独ホームページ開設(町HPの議会コーナーからスタートし、議会コーナーの内容充実により容量が全体の2分の一を超える状態になり、議会単独として開設。)⑨議員研修会(講演会)への住民参加(情報を共有し、議会活動を知っていただくため。)

◆議会基本条例の制定(事績1を除く)

平成11年からの「開かれた議会づくり」の集大成として、平成21年4月から議会基本条例が「まちづくり基本条例」と同時施行されました。

町づくり基本条例と議会基本条例の目的達成のための実行課題は、「住民・議会・行政の協働」です。両基本条例の実践で過去の手法を反省し、如何に住民の意識を高め、単なる受け身の参加から積極・能動的な参画・協働へ結び付けることができるかが重要です。そのための役割分担を実践していく実行計画を以下に示します。

◆わかりやすく町民が参画する議会

①すべての会議を原則公開(本会議、委員会、全員協議会等)②議会への参画を奨励する規則(議員を選挙する住民も協働で町づくりに参画する機会と位置付ける)③議会報告会の開催(言いつばなし、聞きつばなしの非公式な従来の懇談会から、広報広聴常任委員会の正式な調査活動として位置付ける。)

④議会白書の公表(「開かれた議会づくり」として時系列に整理してきた内容を精査し白書として公表。年間の議会活動、議会・議員の評価、政務調査報告等)⑤「議会・議員評価」の義務化(努力規定としてきましたが、行政評価を議会が評価することから、自らの評価を義務化した。)⑥採決態度公表(会議録で採決態度が分かるよう議長口述を変更。少数意見確認、議会だよりでの公表)

⑦政務調査費の公表(領収書を全て添付した報告書の提出を義務付け、議会HPで公表。)⑧議長、副議長選の所信表明(初議会の本会議で実施。運営基準で議事日程に組込む。)⑨参画者(傍聴者)の討議参加(常任委で試行し、本会議での実施を目指す。)

◆情報共有から参画・協働へ

議会評価で課題としていたインターネットでの議会映像配信システムは、平成21年12月から本格配信(HPから)しています。現在は、本会議場で開催さ

れる会議（本会議・特別委員会・常任委員会・全員協議会等）はライブ（生）配信、録画配信（オンデマンド）を行っています。この機能を活用して行政側の各種会議、行事についても配信が可能となっています。

住民への議会・行政の情報発信がさらに充実し、今後は、単なる情報共有から立案・決定・執行・監視（評価）のあらゆる段階で、しっかりと討議ができ、住民・議会・行政が一体となって参画する「協働の町づくり」への内容（質）が問われています。そのことを議会・議員としても強く意識し積極的な参画・協働へ結びつく機会を出来るだけ作っていかねばならないと考えています。

#### ◆議会基本条例の検証⇒行動計画の策定

平成22年、議会の附属機関として設置した「議会諮問会議」に議会基本条例の検証を諮問し、その答申を受けて「行動計画」を策定しました。この中で特に開かれた議会の関連項目としては、本会議や委員会活動における論点・争点を明確にした運営を行なうことがもとめられ、会議の基本的な進め方を①議案説明②質疑③意見交換④議員間討議⑤討論⑥採決（常任委は⑤参画者意見聴取⑥意見集約）として実践しています。

議会だよりやホームページの編集については、①わかりやすく町民が参画する、②しっかり討議する、③町民が実感する政策の提言を視点に、「論点・争点・提言」を明確に提示する編集方針を実践し情報共有の充実を図っています。（町村議会広報全国コンクール奨励賞、北海道町村議会広報コンクール入選3回、マニフェスト大賞ベストホームページ賞）